

令和2年第3回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和2年第3回教育委員会定例会議事日程

令和2年3月24日（火）

午後5時45分 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第4号

臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）に対する意見）

臨時代理事務
報告第5号

臨時代理の報告について（令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見）

議案第4号

多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

議案第5号

職員の人事について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和2年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

2月5日、新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定されたこと等から、多賀城市感染症災害対策本部が設置され、随時、同本部会議が開催されております。

2月10日から3月13日まで33日間の会期で開催された「令和2年第1回多賀城市議会定例会」は、予定どおり閉会いたしました。教育委員会関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

■学校教育課関係

2月28日、多賀城市感染症対策本部会議において、3月2日から24日までの間、市立小・中学校の臨時休業が決定されました。

市立小・中学校の「卒業式」については、3月7日に中学校、3月19日に小学校を登校日とし、開催規模を縮小して執り行いました。

3月17日、多賀城市学校給食センター運営審議会が開催され、学校給食の現状と課題について説明し、意見交換等が行われました。

3月24日、市立小・中学校の登校日とし、児童生徒の健康確認や春季休業中の生活指導などを行いました。

令和2年度の市立小・中学校の「入学式」は、小・中学校とも4月8日に開催規模を縮小して執り行うこととし、授業を再開する予定としております。

■生涯学習課関係

2月28日、多賀城市感染症対策本部会議において、市民会館、公民館、総合体育館、市民プール、市民テニスコート、多賀城公園野球場、中央公園及び学校施設開放について、2月20日から3月31日までの間に新型コロナウイルス対策のために使用を取りやめた場合は、納入済みの使用料等の全額を返還することが決定されました。

2月29日、同本部会議において、3月2日から31日まで、各施設等の使用を中止とすることが決定されました。現在は、使用中止に係る使用料等の返還手続、4月1日以降の使用に係る申請手続等の窓口対応のみを実施し

ております。

3月23日、同本部会議において、4月1日から4月15日まで市民会館、公民館、総合体育館、市民プール、市民テニスコート、多賀城公園野球場、中央公園の使用を再開すること、4月8日から4月15日まで学校施設の開放を再開することが決定されました。また、当該期間において、新型コロナウイルス対策のために使用を取りやめた場合は、納入済みの使用料等の全額を返還することが決定されました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

2月21日から3月31日まで文化センターロビーで、また、3月16日から31日まで市役所1階ロビーで、古代都市多賀城のパネル展を開催しています。これは、埋蔵文化財調査センター改修に伴い常設展示室が閉館となっていることから、それに替わる展示として実施しているものです。

2月29日、多賀城市感染症対策本部会議において、3月2日から31日まで、多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館（史遊館）の使用を中止とすることが、3月23日の同本部会議において、4月1日から4月15日までの利用再開が決定されました。

(別表) 社会教育事業等の実施状況

(令和2年3月13日現在)

○市立図書館(指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
2月1日～ 29日	「多賀城市立図書館大賞」 (受賞作品、投票作品を展示)	127名	市図
2月21日～ 3月1日	「高野ムツオ×佐々木隆二「語り継ぐいのちの俳句」展2020」(3月2日以降休止)	1,183名	市図
2月21日～ 3月1日	「3.11あの日を忘れない伝えよう千年後の未来へ見て、知って、考えよう 私たちの防災」 (3月2日以降休止)	—	市図
2月28日	「多賀城×ストレッチ たがレッチ 温活+エクササイズ編」 講師：おおしろ接骨院 相澤真氏	4名	市図

【凡例】

市図：市立図書館

令和2年3月24日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第4号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和2年3月24日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和2年3月18日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市公第1748号

令和2年3月18日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）に
ついて（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を
求めます。

担当：市長公室（財政経営担当）

内線280 藤村



臨時代理事務報告第5号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和2年3月24日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和2年3月18日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する
意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

市公第1746号

令和2年3月18日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）

について（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：市長公室（財政経営担当）

内線215 高橋



議案第 4 号

多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
このことについて、別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 2 4 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

学校給食センター条例施行規則（昭和50年3月18日多賀城市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（学校給食の対象者）

第2条の2 学校給食は、次に掲げる者を対象として行う。

- (1) 市立小・中学校に在学する児童生徒
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者

第8条に次の3項を加える。

2 教育委員会は、給食費の年額を分割し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び第2条の2第2号に該当する者（以下「保護者等」という。）から徴収する。

3 保護者等は、給食費を口座振替又は市長が発行する納入通知書により、各期の納入期限までに多賀城市指定金融機関等に納入しなければならない。

4 給食費は、原則として翌年の4月末までに精算する。ただし、年度途中で給食の提供を受けなくなった者の給食費は、翌月末までに精算する。

第9条の見出しを次のように改める。

「(長期欠席児童生徒等の取扱い)」を「(給食費の減額)」に改める。

第9条に次の1項を加える。

5 教育委員会は、災害等により給食を提供できなかったときその他特別な理由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

多賀城市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(学校給食の対象者)</u></p> <p>第2条の2 学校給食は、次に掲げる者を対象として行う。</p> <p>(1) <u>市立小・中学校に在学する児童生徒</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者</u></p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>(給食費)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>教育委員会は、給食費の年額を分割し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び第2条の2第2号に該当する者（以下「保護者等」という。）から徴収する。</u></p> <p>3 <u>保護者等は、給食費を口座振替又は市長が発行する納入通知書により、各期の納入期限までに多賀城市指定金融機関等に納入しなければならない。</u></p> <p>4 <u>給食費は、原則として翌年の4月末までに精算する。ただし、年度途中で給食の提供を受けなくなった者の給食費は、翌月末までに精算する。</u></p> <p><u>(給食費の減額)</u></p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>教育委員会は、災害等により給食を提供できなかったときその他特別な理由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>(給食費)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(長期欠席児童生徒等の取扱い)</u></p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>以下 略</p>

議案第 5 号

職員の人事について

このことについて、別紙のとおり発令する。

令和 2 年 3 月 2 4 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦